

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令 参照条文 目次

○ 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）（抄）	1
○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）	5
○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）	7
○ 地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）（抄）	9
○ 労働者災害補償保険法施行令（昭和五十二年政令第三十三号）（抄）	15

○ 地方公務員災害補償法（昭和四十二年八月一日法律第二百一十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「職員」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 常時勤務に服することを要する地方公務員（常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含む。）
- 二 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員（同法第十二条に規定する役員をいう。第六十九条において同じ。）及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるものうち常時勤務することを要する者（常時勤務することを要しない者のうちその勤務形態が常時勤務することを要する者に準ずる者で政令で定めるものを含む。）
- 2 この法律で「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務（一般地方独立行政法人の業務を含む。第十五条及び第六十九条第一項を除き、以下同じ。）の性質を有するものを除くものとする。
 - 一 住居と勤務場所との間の往復
 - 二 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の総務省令で定める就業の場所から勤務場所への移動（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条第一項の規定に違反して営利を目的とする私企業を営むことを目的とする団体の役員の地位を兼ねている場合その他の総務省令で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
 - 三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（総務省令で定める要件に該当するものに限る。）
- 3 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合には、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。
- 4 この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（第七項において「災害発生の日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（その期間内に職員となつた者については、その職員となつた日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によつて計算した額を下らないものとする。
 - 一 給与の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十

- 二 給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その部分の給与の総額について前号の方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額
- 5 前項の給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び総務省令で定める手当（第一項第一号の政令で定める者にあつてはこれらの給与に相当する給与、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員にあつては総務省令で定める給与）とする。
- 6 第四項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合には、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。
 - 一 負傷し、又は疾病にかかり、療養のために勤務することができなかった日
 - 二 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前から出産後八週間以内において勤務しなかつた日
 - 三 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日、承認を受けて育児短時間勤務をした日及び部分休業の承認を受けて育児のため一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日
 - 四 介護のために承認を受けて勤務しなかつた日
 - 五 地方公共団体（職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該地方独立行政法人）の責めに帰すべき事由によつて勤務することができなかった日
 - 六 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日
- 7 前三項の規定により平均給与額を計算することができない場合及び災害発生の日から補償を支給すべき事由が生じた日までの間に職員給与の改定が行われた場合その他の前三項の規定によつて計算した平均給与額が公正を欠くと認められる場合における平均給与額の計算については、総務省令で定める。
- 8 第四項から前項までの規定によつて計算した平均給与額に一元未満の端数を生じたときは、これを一元に切り上げた額を平均給与額とする。
- 9 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）で、その年金たる補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の翌々年度以後の期間に係る分として支給するものの額の算定の基礎として用いる平均給与額は、第四項から前項までの規定により平均給与額として計算した額に、当該年金たる補償を支給すべき月

の属する年度の前年度の四月一日における国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に規定する職員（以下この項及び第三十六条第二項において「国の職員」という。）の給与水準を当該年金たる補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の四月一日における国の職員の給与水準で除して得た率を基準として総務大臣が定める率を乗じて得た額とする。

10 第八項の規定は、前項の平均給与額について準用する。

11 年金たる補償について第四項から前項までの規定により平均給与額として計算した額が、年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢）に応じて総務大臣が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る平均給与額とする。

12 前項の総務大臣が定める額は、総務省令で定めるところにより、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の第三第二項において準用する同法第八条の第二第二項各号の規定により厚生労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。

13 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第四項から第八項までの規定により平均給与額として計算した額が、休業補償を受けべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の四月一日における年齢に応じて総務大臣が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る平均給与額とする。

14 前項の総務大臣が定める額は、総務省令で定めるところにより、労働者災害補償保険法第八条の第二第二項各号の規定により厚生労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。

（補償の種類等）

第二十五条 基金の行う補償の種類は、次に掲げるものとする。

一 療養補償

二 休業補償

三 傷病補償年金

四 障害補償

イ 障害補償年金

ロ 障害補償一時金

五 介護補償

六 遺族補償

イ 遺族補償年金

ロ 遺族補償一時金

七 葬祭補償

2 前項各号（第三号を除く。）に掲げる補償は、当該補償を受けるべき職員若しくは遺族又は葬祭を行う者の請求に基づいて行う。

（特殊公務に従事する職員の特例）

第四十六条 警察職員、消防職員その他の職務内容の特殊な職員で政令で定めるものが、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の政令で定める職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第二十八条の二第二項の規定による額、第二十九条第三項若しくは第四項の規定による額、第三十三条第一項の規定による額又は第三十八条第一項の政令で定める額は、それぞれ当該額に百分の五十の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

（他の法令による給付との調整）

第八条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について政令で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この法律の規定にかかわらず、この法律の規定（第三十九条の二を除く。）による年金たる補償の年額に、当該年金たる補償の種類及び当該法令による年金たる給付の種類に応じ、同一の事由により労働者災害補償保険法の年金たる保険給付と他の法令による年金たる給付とが支給されるべき場合に同法の年金たる保険給付の額の算定に用いられる率を考慮して政令で定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額）とし、これらの額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 休業補償の額は、同一の事由について政令で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この法律の規定にかかわらず、この法律の規定による額に、当該法令による年金たる給付の種類に応じ、同一の事由により労働者災害補償保険法の傷病補償年金と他の法令による年金たる給付とが支給されるべき場合に同法の傷病補償年金の額の算定に用いられる率を考慮して政令で定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額）とする。

○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年四月七日法律第五十号）（抄）

第十四条 休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第四日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の百分の六十に相当する額とする。ただし、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日に係る休業補償給付の額は、給付基礎日額（第八条の二第二項第二号に定める額（以下この項において「最高限度額」という。）を給付基礎日額とすることとされている場合にあつては、同号の規定の適用がないものとした場合における給付基礎日額）から当該労働に対して支払われる賃金の額を控除して得た額（当該控除して得た額が最高限度額を超える場合にあつては、最高限度額に相当する額）の百分の六十に相当する額とする。

2 休業補償給付を受ける労働者が同一の事由について厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害厚生年金又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による障害基礎年金を受けることができるときは、当該労働者に支給する休業補償給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の額に別表第一第一号から第三号までに規定する場合に応じ、それぞれ同表第一号から第三号までの政令で定める率のうち傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額）とする。

第十八条 傷病補償年金は、第十二条の八第三項第二号の厚生労働省令で定める傷病等級に応じ、別表第一に規定する額とする。

2 傷病補償年金を受ける者には、休業補償給付は、行わない。

別表第一 （第十四条、第十五条、第十五条の二、第十六条の三、第十八条、第十八条の二、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十三條関係）

一 同一の事由（障害補償年金及び遺族補償年金については、それぞれ、当該障害又は死亡をいい、傷病補償年金については、当該負傷又は疾病により障害の状態にあることをいう。以下同じ。）により、障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金と厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。）又は厚生年金保険法の規定による遺厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金若しくは寡婦年金とが支給される場合にあつては、下欄の額に、次のイからハまでに掲げる年金たる保険給付の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げるところにより算定して得た率を下らない範囲内で政令で定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政

令で定める額)

イ 障害補償年金 前々保険年度（前々年の四月一日から前年の三月三十一日までをいう。以下この号において同じ。）において障害補償年金を受けていた者であつて、同一の事由により厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金が支給されていたすべてのものに係る前々保険年度における障害補償年金の支給額（これらの者が厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金を支給されていなかったとした場合の障害補償年金の支給額をいう。）の平均額からこれらの者が受けていた前々保険年度における厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の支給額と国民年金法の規定による障害基礎年金の支給額との合計額の平均額に百分の五十を乗じて得た額を減じた額を当該障害補償年金の支給額の平均額で除して得た率

ロ 遺族補償年金 イ中「障害補償年金」とあるのは「遺族補償年金」と、「障害厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金」と、「障害基礎年金」とあるのは「遺族基礎年金又は寡婦年金」として、イの規定の例により算定して得た率

ハ 傷病補償年金 イ中「障害補償年金」とあるのは、「傷病補償年金」として、イの規定の例により算定して得た率

二 同一の事由により、障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金と厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は遺族厚生年金とが支給される場合（第一号に規定する場合を除く。）にあつては、下欄の額に、年金たる保険給付の区分に応じ、前号の政令で定める率に準じて政令で定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額）

三 同一の事由により、障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金と国民年金法の規定による障害基礎年金又は遺族基礎年金若しくは寡婦年金とが支給される場合（第一号に規定する場合及び当該同一の事由により国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による障害共済年金又は遺族共済年金が支給される場合を除く。）にあつては、下欄の額に、年金たる保険給付の区分に応じ、第一号の政令で定める率に準じて政令で定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額）

四 前三号の場合以外の場合にあつては、下欄の額

区分	額
障害補償年金	一 障害等級第一級に該当する障害がある者 給付基礎日額の三一三三分 二 障害等級第二級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二七七七分 三 障害等級第三級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二四五五分

	<p>四 障害等級第四級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二一三日分</p> <p>五 障害等級第五級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二八四日分</p> <p>六 障害等級第六級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二五六日分</p> <p>七 障害等級第七級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二一四日分</p>
遺族補償年金	<p>次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受け ることができ遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる額</p> <p>一 一人 給付基礎日額の二五三日分。ただし、五十五歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻 にあつては、給付基礎日額の二七五日分とする。</p> <p>二 二人 給付基礎日額の二〇一日分</p> <p>三 三人 給付基礎日額の二二三日分</p> <p>四 四人以上 給付基礎日額の二四五日分</p>
傷病補償年金	<p>一 傷病等級第一級に該当する障害の状態にある者 給付基礎日額の三一三日分</p> <p>二 傷病等級第二級に該当する障害の状態にある者 給付基礎日額の二七七日分</p> <p>三 傷病等級第三級に該当する障害の状態にある者 給付基礎日額の二四五日分</p>

○ 厚生年金保険法（昭和二十九年五月十九日法律第百十五号）（抄）

（受給権者）

第四十二条 老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときに、その者に支給する。

- 一 六十五歳以上であること。
- 二 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であること。

（障害厚生年金の受給権者）

第四十七条 障害厚生年金は、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において被保険者であった者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。以下同じ。）があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第四十七条の二 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において被保険者であつた者であつて、障害認定日において前条第二項に規定する障害等級（以下単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態になかつたものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に同条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

2 前条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の請求があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害厚生年金を支給する。

第四十七条の三 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（以下この条において「基準傷病」という。）に係る初診日において被保険者であつた者であつて、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害（以下この条において「基準障害」という。）と他の障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病）に係る初診日以降であるときに限る。）は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害厚生年金を支給する。

2 第四十七条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「当該傷病」とあるのは、「基準傷病」と読み替えるものとする。

3 第一項の障害厚生年金の支給は、第三十六条第一項の規定にかかわらず、当該障害厚生年金の請求があつた月の翌月から始めるものとする。

○ 地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年九月一日政令第二百七十四号）（抄）

（他の法令による給付との調整）

第三条 法附則第八条第一項に規定する政令で定める法令による年金たる給付は、次の表の上欄に掲げる法第三十九条の二に規定する年金たる補償（以下この条において「年金たる補償」という。）の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる給付とし、同項に規定する政令で定める率は、同表の上欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる給付ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

<p>一 傷病補償年金 （法第四十六条に規定する公務上の災害又は第十條に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表において「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この条及び次条において「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下この条及び次条において「障害基礎年金」という。）</p>	<p>○・七三</p>
<p>二 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>二 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>○・八六</p>
<p>三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この表及び次条第一項の表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この表及び次条第一項の表において「平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p>	<p>三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この表及び次条第一項の表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この表及び次条第一項の表において「平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p>	<p>○・八八</p>

	<p>二 傷病補償年金 (法第四十六条 に規定する公務 上の災害又は第 十条に規定する 公務上の災害に 係るものに限 る。)</p>		
<p>四 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この表において「国民年金等改正法」という。)附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び次条第一項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)</p>	<p>一 障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>二 障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>三 障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)</p>
<p>○・八九</p>	<p>○・八二(第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・八一)</p>	<p>○・九一(第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・九〇)</p>	<p>○・九二(第一級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあ</p>

<p>四 障害補償年金 (法第四十六条 に規定する公務 上の災害又は第 十条に規定する</p>	<p>三 障害補償年金 (法第四十六条 に規定する公務 上の災害又は第 十条に規定する 公務上の災害に 係るものを除 く。)</p>				
<p>一 障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>四 旧国民年金法による障害年金</p>	<p>二 障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p> <p>三 障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>一 障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>四 旧国民年金法による障害年金</p>	<p>つては、○・九一)</p>
<p>○・八二(第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補</p>	<p>○・八九</p>	<p>○・八八</p>	<p>○・八三</p>	<p>○・七三</p> <p>○・九三(第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・九二)</p>	<p>○・九三(第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・九二)</p>

公務上の災害に係るものに限る。）

	<p>二 障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>償年金にあつては、〇・八一)</p>
<p>三 障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>〇・九二(第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、〇・八八)</p>	
<p>四 旧国民年金法による障害年金</p>	<p>〇・九三(第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつ</p>	

<p>六 遺族補償年金 (法第四十六條)</p>	<p>五 遺族補償年金 (法第四十六條) に規定する公務上の災害又は第十條に規定する公務上の災害に係るものを除く。</p>	
<p>一 遺族厚生年金等及び遺族基礎年金</p>	<p>一 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項の規定による遺族共済年金(以下この条において「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第二十八條第一項の規定による遺族基礎年金を除く。 以下この条において「遺族基礎年金」という。)</p> <p>二 遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)</p> <p>三 遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金(以下この表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金」という。)若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金(以下この表において「平成二十四年一元化法改正前地共済法による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金</p> <p>四 国民年金等改正法附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p> <p>五 国民年金等改正法附則第七十八條第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p> <p>六 国民年金等改正法附則第三十二條第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、 準母子年金、 遺児年金又は寡婦年金</p>	<p>ては、〇・九 二)</p>
<p>〇・八七</p>	<p>〇・八〇 〇・九〇 〇・八〇 〇・八〇 〇・八八 〇・八四</p>	

に規定する公務上の災害又は第十條に規定する公務上の災害に係るものに限る。）

	<p>二 遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	
	<p>三 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金</p>	○・九二
	<p>四 国民年金等改正法附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p>	○・八七
	<p>五 国民年金等改正法附則第七十八條第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p>	○・八七
	<p>六 国民年金等改正法附則第三十二條第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</p>	○・九三

2 法附則第八條第一項に規定する政令で定める額は、法第三十九條の二及び附則第八條第一項の規定が適用されないものとした場合の年金たる補償の額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される前項の表の中欄に掲げる給付の額（障害厚生年金等及び障害基礎年金が併給される場合又は遺族厚生年金等及び遺族基礎年金が併給される場合には、その合計額）を控除した残額に相当する額とする。

第三條の二 法附則第八條第二項に規定する政令で定める法令による年金たる給付は、次の表の上欄に掲げる給付とし、同項に規定する政令で定める率は、同欄に掲げる給付ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	○・七三
<p>障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	○・八六
<p>障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	○・八八

旧国民年金法による障害年金

〇・八九

2 法附則第八条第二項に規定する政令で定める額は、同項の規定が適用されないものとした場合の休業補償の額から同一の事由について支給される前項の表の上欄に掲げる給付の額(障害厚生年金等及び障害基礎年金が併給される場合にあつては、その合計額)を三百六十五で除して得た額を控除した残額に相当する額とする。

○ 労働者災害補償保険法施行令(昭和五十二年三月二十三日政令第三十三号)(抄)

(法別表第一第一号の政令で定める率)

第二条 法別表第一第一号(法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる年金たる保険給付の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

障害補償年金補償年金	〇・七三
遺族補償年金遺族年金	〇・八〇
傷病補償年金傷病年金	〇・七三

(法別表第一第一号の政令で定める額)

第三条 法別表第一第一号の政令で定める額は、同表の下欄の額から、同一の事由(障害補償年金及び遺族補償年金についてはそれぞれ当該障害又は死亡をいい、傷病補償年金については当該負傷又は疾病により障害の状態にあることをいう。)により支給される障害厚生年金の額と障害基礎年金の額との合計額又は厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金(第五条第一項において単に「遺族厚生年金」という。)の額と国民年金法の規定による遺族基礎年金(第七条第一項において単に「遺族基礎年金」という。)若しくは同法の規定による寡婦年金(第七条第一項において単に「寡婦年金」という。)の額との合計額を減じた残りの額に相当する額とする。

2 前項の規定は、法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する法別表第一第一号の政令で定める額について準用する。この場合において、前項中「同表」とあるのは「法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する同表」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「障害年金及び遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「傷病年金」と読み替えるものとする。

(法別表第一第二号の政令で定める率)

第四條 法別表第一第二号(法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる年金たる保険給付の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

障害補償年金補償年金	○・八三
遺族補償年金遺族年金	○・八四
傷病補償年金傷病年金	○・八六

(法別表第一第二号の政令で定める額)

第五條 法別表第一第二号の政令で定める額は、同表の下欄の額から、同一の事由(障害補償年金及び遺族補償年金についてはそれぞれ当該障害又は死亡をいい、傷病補償年金については当該負傷又は疾病により障害の状態にあることをいう。)により支給される障害厚生年金又は遺族厚生年金の額を減じた残りの額に相当する額とする。

2 前項の規定は、法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する法別表第一第二号の政令で定める額について準用する。この場合において、前項中「同表」とあるのは「法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する同表」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「障害年金及び遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「傷病年金」と読み替えるものとする。

(法別表第一第三号の政令で定める率)

第六条 法別表第一第三号(法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる年金たる保険給付の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

障害補償年金補償年金	○・八八
遺族補償年金遺族年金	○・八八
傷病補償年金傷病年金	○・八八

(法別表第一第三号の政令で定める額)

第七条 法別表第一第三号の政令で定める額は、同表の下欄の額から、同一の事由(障害補償年金及び遺族補償年金についてはそれぞれ当該障害又は死亡をいい、傷病補償年金については当該負傷又は疾病により障害の状態にあることをいう。)により支給される障害基礎年金又は遺族基礎年金若しくは寡婦年金の額を減じた残りの額に相当する額とする。

2 前項の規定は、法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する法別表第一第三号の政令で定める額について準用する。この場合において、前項中「同表」とあるのは「法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する同表」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「障害年金及び遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「傷病年金」と読み替えるものとする。